



平成 25 年 5 月 31 日

各 位

埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目 212 番 3 号  
メディカル・ケア・サービス株式会社  
代表取締役会長兼社長 高 橋 誠 一

(コード番号 2494 名証セントレックス)

問合せ先： 常務取締役管理本部長 石塚 明

電話番号： 048-651-6700 (代表)

## **定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議 並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ**

当社は、平成 25 年 4 月 26 日付当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 25 年 4 月 26 日付当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項の付加に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式（下記 I. ②において定義いたします。）の取得について、当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」といいます。）セントレックス市場の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成 25 年 7 月 8 日まで整理銘柄に指定された後、平成 25 年 7 月 9 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を名証セントレックス市場において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式の取得について、平成 25 年 7 月 11 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された普通株式の株主の皆様をもって、平成 25 年 7 月 12 日を取得日として、その保有する全部取得条項付普通株式の全部を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき、当社 A 種種類株式（下記 I. ①において定義いたします。）を 0.0025 株の割合をもって交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

### I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、平成 25 年 4 月 26 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の①か

ら④までの手続による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下「本定款変更等」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ①当社の定款の一部を変更して、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける株式である A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。）といたします。
- ②上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 0.0025 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 0.0025 株の割合をもって交付いたします。なお、三光ソフランホールディングス株式会社（以下「三光ソフラン HD」といいます。）以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。
- ④上記①及び②による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社定款の第 9 条において定めている定時株主総会その他必要があるときの基準日の定めを削除いたします。

## II. 各議案に係る承認決議

### 1. 当社定款の一部変更（本定款変更等のうち①、②及び④）の承認決議

#### （1）承認可決された事項の内容

本定款変更等のうち①及び④並びにこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案及び第 4 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本定款変更等のうち②は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本臨時株主総会第 1 号議案及び第 4 号議案に係る定款変更の内容は、平成 25 年 4 月 26 日付当社プレスリリースの「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－1」）」及び「III. 基準日に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－3」）」に記載のとおりであり、また本臨時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリース「I. 2. 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－2」）」に記載のとおりです。

(2) 定款一部変更の効力発生

本定款変更等のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会の第1号議案における承認可決をもって本日発生しております。また、本定款変更等のうち②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の承認可決により、平成25年7月12日に、本定款変更等のうち④及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本定款変更等のうち③の効力発生を条件として、平成25年7月12日発生いたします。

2. 全部取得条項付普通株式の取得（本定款変更等のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成25年4月26日付当社プレスリリースの「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」にてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条第1項並びに本定款変更等のうち①及び②による変更後の当社定款に基づき、取得日(下記(2))をご参照ください。)において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、取得日前日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.0025株の割合をもって交付するものであります。なお、三光ソフランHD以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款変更等のうち②の効力発生を条件として、平成25年7月12日に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日に全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得対価として、全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0025株の割合をもって交付いたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、上記のとおり、三光ソフランHD以外の各株主の皆様に対しては、1株未満の端数となるよう設定されております。

かかる株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項の規定により、その合計数が1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を三光ソフランHDに売却することを予定しております。この場合のA種種

類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 294,000 円(三光ソフラン HD が平成 25 年 2 月 26 日から当社普通株式に対して行った公開買付けにおける 1 株当たりの公開買付価格と同額) を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付される価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

### III. 全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要 (予定)

本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成 25 年 5 月 31 日(金)
種類株式発行に係る定款一部変更 (本定款変更等のうち①) の効力発生日	平成 25 年 5 月 31 日(金)
当社普通株式の名証における整理銘柄への指定	平成 25 年 5 月 31 日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成 25 年 6 月 21 日(金)
全部取得条項の付加に係る定款一部変更 (本定款変更等のうち②) の公告	平成 25 年 6 月 21 日(金)
当社普通株式の名証における売買最終日	平成 25 年 7 月 8 日(月)
当社普通株式の名証における上場廃止日	平成 25 年 7 月 9 日(火)
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付に係る基準日	平成 25 年 7 月 11 日(木)
全部取得条項の付加に係る定款一部変更 (本定款変更等のうち②) の効力発生日	平成 25 年 7 月 12 日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 25 年 7 月 12 日(金)
基準日に係る定款一部変更 (本定款変更等のうち④) の効力発生日	平成 25 年 7 月 12 日(金)

以 上